

(設問1)

1. 2020年9月10日、CがBに請負報酬200万円の支払を請求するとの法的根拠が何であるか。

BC間の請負契約が成立していることから民法634条2号により請求が考えられる(以下法名略)。

要件事実として、①BC間に請負契約が存在していること、②請負人が既にした仕事の結果のうち、可分な部分が存在すること、③注文者Cが②の結果において利益を受けることである。以下検討する。④請負が完成前に解除されていることである。

2. (1) ①について、2020年8月10日、BはCとの間で甲の外壁の修繕工事に関する請負契約を結んだ。よって、①を充足する。

(2) 次に②について、8月25日、Cは台風により事業所等が大きな被害を受けたため、甲の修繕工事が出来ず、かつ、その時点において甲の西側の外壁の修繕工事は終わっていた。よって、甲の外壁は東西南北の4面があった。よって、甲の外壁の4分の1にあたる作業をすでに終えていたと言える。さらに、外壁の修繕は4面のすべてが完了した時点ではじめて各面の修繕が完了するものではなく、一面ごとに修繕が完了すれば修繕がされた面ごとに修繕は完成するといえる。よって、Cが西側の外壁を修繕したことは、甲の外壁の修繕を終えて可分といえる。よって、②を充足する。

- (3) さらに、Cが甲の西側の修繕を終えたことにより、Bは甲の西側については損傷がなく、利益を受けている。よって、③を満足している。

(4) また、BはCの仕事の完成前の8月31日にCとの契約を解除している。よって、④も満たす。

3. (以上のCの主張に対し、Bは次の反論をする。)

- (1) まず、Cは西側の修繕を終えたことにより、Bが利益を受けているという。しかし、Bは甲を転賃することにより

(Cも金額を請求するつもりはなかった。)

利益を得ようとしていた。そのためには、建物全体の外壁の修繕が必要とされたが、一部分だけ修繕しては車庫を築くことはできない。よって、全体が修繕された上で初めて利益を受けるのだから、Cが西側だけを修繕しては利益は受けていない。

- (2) 次に、仮に上記(1)の点を踏まえても、次の反論がある。
すなわち、~~Cは先述の西側の外壁に~~ Cが甲の西側の外壁には、タイルは一部が壁紙で覆われていた。これはCの工事が杜撰であるから、これに由来する。そこで、代金の減額請求を主張する(558条、563条2項1号)。
要件事案は、① ~~引き渡された目的物の品質が契約に適合しないこと。~~ ② Cが履行の追完をすることが不能であること。③ ~~請負契約に売買契約~~ 請負契約がその有償性ゆえに563条2項1号の準用ができることである。

ア ①について、上記の通り、Cの工事杜撰であり、外壁の修繕は不完全であるから①を認める。

イ ②について、Cは台風による被害を修繕工事があることは不可能であったから、②を認める。

ウ、~~請負契約と売買契約の区別が不明である。~~

Bと甲の契約物は請負契約であり、売買契約ではない。有償契約であるから準用できる。

- (3) よって、①～③を認める。したがって、Bは西側のタイルの貼り直しのために要した費用である20万円を「不適合の程度」に比例した金額として(563条1項)減額請求することができる。

*司法試験では
空行をつくることが
要正されているので、
斜線を引く必要はない。*

1 設問2) 設問1とのバランスをとり

1. DはAに対し120万円の支払を2020年11月5日に履行し、12月からの請求の法的根拠は何か。

まず、Dとしては、Aが法律上の原因なく終結した甲を介に金という利益を得ていると主張して、103条の不当利得返還請求として上記の主張を行うことが考えられる。

2. しかし、Aは次のように反論する。すなわち、DはBから請求代金の支払が無かったにもかかわらず、Aが終結した甲を介にしていることについて法律上の原因が無いというが、Dが代金を介に入れているのはBD間の契約の事情におおぐかりである。

AはBとの間で適法に貸付借契約を締結しているため、甲についても所有権を有する以上、

この意識は
この意識は
Aが甲を所有することには法律上理由がある。
Dの主張は、BD間の事情をAに転嫁するものであり、認められない。

3. 以上のAの主張について検討すると、Aは甲の所有権を行使し、1103条のDが請求代金を受け取っているのはBが支払っていることが原因である。よって、Aに法律上の原因が無いとは言えない。

解. ~~これは~~
それとも誰と何がする契約を締結かは本人の自由であり、それに伴う危険もまた本人が負担すべきことが原則といえる。

4. あつた、特別の事情がある場合には上記の原則にかかわらず、DはAに対し代金の支払を請求しうると解する。これが公平の観点から信義則に適合する(1条2項)。

具体的には、① ~~貸付~~ 代金の支払を求めた存在に
貸付 貸付事由が無いこと、② 利益を受けている者

に ~~株主の権利を行使せざることを結果~~ による結果への
予見可能性があったこと。③利益やその対価の性質
によらず総合的に判断ある。

11) ①について、DがBと請負契約を結んだ2020年
9月3日において、Bの ~~財務状況~~ 財務状況が悪化

事実と
使っている点
2020年9月

している ~~財務状況~~ がどうかは定かではない。また仮に
悪化しているとしても、そのことが取引の相手方である
Dにおいても認識することによって生ずる事情
も特に存在しない。よって、Dに情事理由は無い。

1) また、③について、Dは請負代金である620万円を
一切受けとることを拒否する一方、Aは締結を
結んで資産価値が増大した甲を身に入れている。
620万円は一般的に大金であるといえるから、
不均衡な関係にあるこの評価を積極的にある
ことができない。

4. かつ、Aが ~~ABの~~ 結果への予見可能性があったこと。
確かに ~~ABの~~ 契約の際に、敷金をAの要求する
500万円から、資金繰りが厳しくなるとの申し入れを受け
て300万円に変更したという経緯があった。よって、Aは
Bの経営が赤字になることについて予見可能性
があったといえる。

しかし、Bの資金繰りが赤字になることについて予見
可能性があったとしても、そこからBがDに請負代金を
支払う前に倒産し、Aが締結の完成に甲を
身に入れることについて予見することは出来ないとい
うのが取引通念に則する。仮に予見可能と仮定すると、①が
存在するとは言えない。

5. 以上おいて通り、AはDのBに対する請負代金を支払
を求めるときはできない。

9 形式から三段論法の理解をPCでいじりながら
2 設問2は、転付の譲渡及び代償の支払を確実に
2か7はOKです。

107分 / 120分